

## 道の駅あかいがわの指定管理者を選定するための評価基準

提案団体名           A社          

### 道の駅あかいがわにおける評価基準

道の駅あかいがわの評価は次のとおりです。委員 5 名の評価得点の平均が最も高い得点だった法人が指定管理者候補団体として選定されます。

#### I 事業計画・収支予算

		評価の視点	大石 委員長	菱沼 委員	嶋 委員	阿部 委員	道塚 委員	配点
1	管理運営に対する基本方針、抱負等  (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本村の総合計画、施設の設置目的等を踏まえた管理運営方針となっているか。</li> <li>・指定管理者となる意義や責務を認識しているか。</li> <li>・管理運営に対する意欲や熱意が十分に認められるか。</li> </ul>	4	4	4	3	3	3.6 / 4
2	サービス水準の確保  (S:6点、A:4点、B:2点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の役割を踏まえた、利用者の平等利用が図られる内容であるか。</li> <li>・利用者増加の工夫がされているか。</li> <li>・利用者サービスの工夫がされているか。</li> <li>・施設の成果指標を達成できる内容となっているか。</li> </ul>	4	2	4	2	4	3.2 / 6
3	施設等の維持管理の計画・内容  (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の機能を維持するのに十分な計画となっているか。</li> <li>・環境配慮への取組が十分に図られているか。</li> <li>・再委託に当たって、村内事業者等 (※) の活用がされているか。</li> </ul>	6	4	4	6	6	5.2 / 8
4	年間事業計画の理念・内容  (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画されている事業の内容が施設の設置目的や村の施策に合致しているか。</li> <li>・計画されてる事業の内容が実現可能なものであるか。</li> <li>・計画されている事業の内容が利用者のニーズに合致しているか。</li> <li>・計画されている事業の内容が多くの住民の参加が図られる内容となっているか。</li> <li>・施設や計画されている事業が広く周知されるような取組（広報媒体の活用、ホームページの作成等）の提案がされているか。</li> </ul>	6	4	4	6	0	4 / 8
5	団体独自の発想に基づく提案 (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的等を積極的に遂行するための団体独自の特色ある事業の提案がされているか。</li> </ul>	8	4	8	4	8	6.4 / 8

		評価の視点	大石 委員長	菱沼 委員	嶋 委員	阿部 委員	道塚 委員	配点
6	管理に必要な人員の配置  (S:10点、A:8点、B:4点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画書の人員配置で安定した管理運営が可能か。</li> <li>・財産及び物品の管理担当者としての経験を有する者の配置が1名以上予定されているか。</li> <li>・勤務体制が、勤務者の休暇、休憩等の取得が困難な体制となっていないか。</li> <li>・利用者の相談・苦情等に対する対応が的確に行えるか。</li> </ul> 施設の巡視点検等が十分に実施できる体制となっているか。	8	8	4	8	4	6.4 / 10
7	利用者満足度・利用者ニーズの把握  (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者満足度調査の手法の提案がされ、その手法は適切であるか。</li> <li>・利用者ニーズを積極的に把握し、管理に反映していく仕組みがあるか。</li> <li>・利用者からの相談、苦情等を受け付けて、迅速に対応するための窓口及び苦情等をサービス改善に反映する体制が整備されているか。</li> </ul>	6	4	4	6	6	5.2 / 8
8	収支計画  (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入の見込は適切か。</li> <li>・質の高い利用者サービスを確保した上で、経費の削減が図られているか。</li> <li>・経費の算出根拠が明確かつ妥当であるか。</li> <li>・施設管理に係る経費と事業実施に係る経費の割合が妥当か。</li> </ul>	0	4	4	4	4	3.2 / 8
小 計 (I)			42.0	34.0	36.0	39.0	35.0	37.2 / 60

※村内事業者等とは、村内に本社（本店）を置く事業者及び地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約をすることができる団体（シルバー人材センター等）を指す。

## II 管理を行う能力

		評価の視点	大石 委員長	菱沼 委員	嶋 委員	阿部 委員	道塚 委員	配点
9	申請団体の経営状況  (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体の経営状況は、安定しているか。</li> <li>・その施設を管理するにあたり、団体の資力は十分か。</li> <li>・団体の規模に比して多額の借入金がないか。</li> <li>・多額の投機的な支出がないか。</li> <li>・財務書類等は、適切に作成されているか。</li> </ul>	4	2	3	2	2	2.6 / 4

		評価の視点	大石 委員長	菱沼 委員	嶋 委員	阿部 委員	道塚 委員	配点
10	組織・人員体制  (S:6点、A:4点、B:2点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織の規模は十分であるか。</li> <li>・専門的な資格、技術を有する人材を確保しているか。</li> <li>・職員、従業員に対して必要な研修を適宜実施しているか。</li> <li>・職員、従業員に対して、計画的・効果的な職員育成を行っているか。</li> </ul>	6	2	6	4	2	4 / 6
11	雇用及び労働条件  (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働諸法の遵守がされているか。</li> <li>・従業員の労働条件（労働時間、健康管理等）は適切か。</li> <li>・障害者や高齢者への雇用や住民の雇用に配慮しているか。</li> </ul>	4	2	4	3	3	3.2 / 4
12	申請団体の事業実績 (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に施設管理、事業の実施など同様な業務に関する実績があるか。</li> </ul>	4	2	2	2	4	2.8 / 4
13	施設の安全、衛生管理等の体制  (S:8点、A:6点、B:4点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害、事故、盗難等の発生時に迅速な対応ができる組織体制となっているか。</li> <li>・利用者の安全を確保することができる計画となっているか。</li> <li>・安全管理、衛生管理、危機管理に関するマニュアルが整備（又は、作成の計画）がされているか、また、施設に従事する従業員全てがそれを把握できる取組がされているか。</li> <li>・衛生管理に対する取組が十分か。</li> <li>・緊急時における連絡体制や村への通報体制が示されているか。</li> <li>・現金、書類等の管理方法が適切であるか。</li> </ul>	6	4	4	8	4	5.2 / 8
14	個人情報保護及び情報公開の体制  (S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護法、個人情報保護条例及び情報公開条例等、個人情報保護及び情報公開に関する関係法令を理解しているか。</li> <li>・個人情報の保護についてのシステムが整備されているか。</li> <li>・取り扱う個人情報の保管方法は適切か。</li> <li>・万が一、個人情報が流出した場合の対応が検討されているか。</li> <li>・団体の情報開示等、透明性のある体制となっているか。</li> </ul>	4	2	2	3	2	2.6 / 4

		評価の視点	大石 委員長	菱沼 委員	嶋 委員	阿部 委員	道塚 委員	配点
15	公共性への取組	・地域団体や自治体等と協働して実施した事業等の実績があるか。	2	2	2	2	6	2.8 / 6
	(S:6点、A:4点、B:2点、C:0点)	・企業活動としてのボランティアなど奉仕的な取組がされているか。						
16	雇用及び労働条件	・法令遵守（コンプライアンス）の取組がされているか。	4	2	2	4	4	3.2 / 4
	(S:4点、A:3点、B:2点、C:0点)	・障害者法定雇用率の達成に向けた取組が十分か。						
		小 計（Ⅱ）	34.0	18.0	25.0	28.0	27.0	26.4 / 40
		合 計（Ⅰ＋Ⅱ）	76.0	52.0	61.0	67.0	62.0	63.6 / 100

【Ⅰ・Ⅱの評価の方法】

◎ 申請者の提案が、評価の視点を満たしており、かつ、その内容が優れている。

○ 申請者の提案等が、評価の視点を満たしている。

（評価）

S 評価項目における全ての評価の視点に「◎」又は「○」がつき、かつ、「◎」の数が当該評価項目の評価の視点の総数の3分の2以上である。

ただし、評価の視点の項目が2項目以下の場合は、1つ以上の項目に「◎」がつくこととする。

A 評価項目における全ての評価の視点に「◎」又は「○」がつき、「◎」の数が当該評価項目の評価の視点の総数の3分の2未満である。

B 全ての項目に「○」がつく（「◎」はない。）。

C 「◎」又は「○」がつかない項目がある。

※指定管理者候補団体の最低基準点は、評価基準の評価の得点（選考委員5名の平均得点）が70点以上とする。ただし、評価項目に「C」の評価がある場合は、別途、指定管理者としての適格性について協議を指定管理者候補者選定委員会において行う。